

平成元年三月

蟹江町歴史民俗資料館

年報
第九冊

発刊にあたつて
(活動状況写真 六枚)

目 次

「沿革誌」より	1	1
事業活動	2	1
庶務報告	3	1
研究調査等	4	1
蟹江新町日吉神楽について	1	1
須成字東田面の出屋敷の由緒	2	1
尾張もめん手紡ぎ・手織り	3	1
公開講座 尾張に於ける家族の民俗について	4	1
――要約――		
おわりに		

蟹江新町日吉神樂について —形態と歴史的背景—

蟹江町教育委員会は、昭和六十三年四月一日付で、当

町蟹江新町区に伝承されてきた民俗芸能の「蟹江新町日吉神樂（以下日吉神樂といふ）」を町指定無形民俗文化財に指定した。今度の無形民俗文化財指定は、須成地区の県指定文化財である「須成祭」に次ぐものである。

蟹江町の文化財については、前掲活動状況の通りである。その内容については、先年の「歴史民俗資料館年報第七冊—蟹江の文化財」で述べられているが、町内には、国、県、町により指定された各種の文化財が存在している。これら文化財は、長い歴史の中で創造され、継承されてきた貴重な資料で、町の文化や歴史を正しく理解するためには欠くことのできないものであり、将来の町民文化の向上発展を図る上で、その基礎ともなる町民共有の財産でもある。

近年、各地の歴史、民俗、文化をめぐる歴史散策を教養、趣味、娯楽の一貫として行う人々が増加したり、伝統文化の再認識が深まり、地域での祭りが復活し、芸能が復興して伝統文化の基盤をなす文化財への関心も高まっている。

日吉神樂の指定理由に「蟹江新町日吉神樂は、金箔、白木、笛神樂屋形の有形民俗資料と共に、伝承されてきた尾張農村部一般にみられる民俗芸能で、その形態は、現存する明治時代の祭事文書などにおいて窺うことができる。昭和の一時期、社会情勢により中断されていたが、区民の熱意と先人の努力並びに芸能技術の伝授により、早く復活し今日に至っている。今日、町内各地で神樂を録音テープなどで奉納するところが多い時、先祖からの民俗芸能を地元区民により、蟹江新町日吉神樂保存会を結成し、後継者の育成に勤め、古来からの形態で上演、継承している事は貴重な事……略……」と述されている。

厳密に言えば、日吉神樂は、蟹江新町に伝わった「祭

尾張もめん手紡ぎ・手織り

(受けつごう先人の手わざと心)

佐 貫 尾

一、はじめに

先般古くから伝承されている諺を調べる機会を得た。

諺については全くの素人なので、最初はずいぶんとまどつた。そのうちに次の事に気付いて驚いた。それは纖維や織り・染め・着物などについての諺がたいへん多く伝承されていることであった。しかも更に注目しなければならないことは、当時の庶民のほとんどは日常の仕事の中で糸や織物などを扱っていたためか、それらの物を通じて處世の指針を見出したり、精神的な支えを求めていた。さらに神秘性さえも感受していた。

この講座を通じて先人の糸や織物に関する手わざを学ぶとともに、先人が糸や織物にいだいていた気持ちの一部でも汲みとつていきたいと念願している。

当資料館にお邪魔して驚いたことは、結城機と呼ばれ

る手機てせきが二桁(二台)立派に生きていたことであつた。聞けば当地の手機は皆結城機であるという。そのせいか

その後更に二桁ふえて四桁の結城機が当時の情景を再現してくれる。尾張名所図会の結城縞織屋の図(口絵一図)は全国的に有名で、現在中学校社会科の教科書にも掲載されている。

このように整った環境の中での講座の担当者としては、充分な心の準備と責任を感じなければならない。

口絵二図は尾張名所図会と同年に当地方で生産された尾張縞の縞帳の一ページである。このような縞柄はどこにでも見かけるような気やすさがあり、現在のスーツとしても少しも奇異な感じを受けない。ここでいえることは、わが国は明治以来外来文化を吸収発展して今日に至つた。しかし現在でも天保十二年の木綿縞と同じ縞柄のスースが存在していることは忘れてはならないと思う。ここにも日本人の生活感覚は存在するのである。